

計画作成年度	令和2年度
計画主体	青森県平川市

## 平川市鳥獣被害防止計画

令和3年2月1日 作成

### <連絡先>

担当部署名 青森県平川市経済部農林課  
所在地 青森県平川市柏木町藤山25番地6  
電話番号 0172-44-1111  
FAX番号 0172-44-8619  
メールアドレス [nourin@city.hirakawa.lg.jp](mailto:nourin@city.hirakawa.lg.jp)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対 象 鳥 獣	ツキノワグマ、カラス、ノウサギ、カルガモ、ニホンザル、タヌキ、アナグマ、キツネ、ニホンジカ、アライグマ、イノシシ、ハクビシン
計 画 期 間	令和3年度～令和5年度
対 象 地 域	青森県平川市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被 害 の 現 状		
	品 目	被害額	被害面積
ツキノワグマ	果樹（モモ、リンゴ） 野菜（ニンジン）	887 千円	30.9 a
カラス	野菜（イチゴ） 果樹（リンゴ）	5 千円	0.1 a
ノウサギ	果樹（リンゴ樹）	—	—
カルガモ	水稲	—	—
ニホンザル	果樹（リンゴ）	—	—
タヌキ	野菜（イチゴ、枝豆）	—	—
アナグマ	野菜 （スイカ、トウモロコシ）	—	—
キツネ	野菜（トウモロコシ）	—	—
ニホンジカ	—	—	—
アライグマ	—	—	—
イノシシ	—	—	—
ハクビシン	—	—	—
合計		892 千円	31.0 a

(2) 被害の傾向

ツキノワグマ	山間部において冬眠明けから園地やその周辺地域に出没し、農作業に支障を及ぼすほか、収穫時期に近づくとリンゴ、モモ、ニンジンを中心に食害が発生し、リンゴ樹の枝折れ等の被害も見られる。集落周辺でも目撃されており、出没域の拡大が懸念される。
カラス	リンゴに掛けた袋の剥ぎ取り被害、野菜（イチゴ）や果樹（リンゴ）の食害が発生している。

ノウサギ	山間部において積雪時にリンゴ樹の枝や芽の食害が発生している。
カルガモ	水田地帯において田植後から苗の抜き取りが発生している。
ニホンザル	山間部において果樹（リンゴ）の食害が発生している。
タヌキ	山間部において野菜（イチゴ、枝豆）の食害が発生している。
アナグマ	山間部において野菜（スイカ、トウモロコシ）の食害が発生している。
キツネ	畑地で野菜（トウモロコシ）の食害が発生している。
ニホンジカ	農林業への被害の実態は確認できていないが、市内全域で目撃情報が報告されていることから、農林業への被害が懸念される。
アライグマ	農作物への被害の実態は確認できていないが、近隣市町村で被害が発生していることから、今後の被害が懸念される。
イノシシ	令和2年度に初めて水稻の被害が発生した。園地にも出没しており、水稻以外にも農林業への被害が懸念される。
ハクビシン	農作物への被害の実態は確認できていないが、近隣市町村で被害が発生していることから、今後の被害が懸念される。

### (3) 被害の軽減目標

指 標		現状値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
ツキノワグマ	被害金額	887 千円	621 千円
	被害面積	30.9 a	21.6 a
カラス	被害金額	5 千円	3 千円
	被害面積	0.1 a	0.07 a
ノウサギ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
カルガモ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
ニホンザル	被害金額	—	—
	被害面積	—	—

タヌキ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
アナグマ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
キツネ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
ニホンジカ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
アライグマ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
イノシシ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
ハクビシン	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
合計	被害金額	892 千円	624 千円
	被害面積	31.0 a	21.67 a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

区 分	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>平川市鳥獣被害対策実施隊により、対象鳥獣の捕獲活動を実施している。</p> <p>ツキノワグマ用の捕獲機材を平成28～令和元年度で24基、イノシシ用の捕獲機材を平成30年度に2基導入した。</p>	<p>隊員の高齢化による担い手不足に加え、捕獲が農繁期と重なる時期の隊員の確保が困難となっている。</p>

防護柵の設置等に関する取組	防護柵の設置については、被害地域が広範囲であることから、実施していない。	被害地域が広範囲であることから、効果的な設置が課題となっている。
---------------	--------------------------------------	----------------------------------

(5) 今後の取組方針

- ①平川市鳥獣被害対策実施隊により、対象鳥獣の追払いや捕獲を実施する。
- ②生産者や農協等の関係機関と緊密な連携を図り、被害情報の把握に努め、状況に応じたより効果的な捕獲等を検討・実施する。
- ③被害防止体制を強化するため、箱罟等の被害防止に係る機材を整備する。
- ④鳥獣被害防止に関する研修会へ積極的に参加し、県や他市町村の取組みに関する情報の収集や鳥獣被害防止に係る知識の向上を図る。
- ⑤捕獲等活動を実施する新たな実施隊員の確保に努める。
- ⑥地域ぐるみの被害防止対策を実践するため、農業者及び地域住民の意識啓発に努める。
- ⑦赤外線カメラ搭載のドローンで対象鳥獣の生息域等を調査し、効果的な捕獲活動を実施する。
- ⑧防護柵については農業者の要望等を踏まえ、設置に向けた取組みを進める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ①生産者や農協等の関係機関からの農林業被害発生状況及び生息情報を的確に把握し、猟友会員と市職員で構成する平川市鳥獣被害対策実施隊により対象鳥獣の捕獲等を行う。
- ②ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシの捕獲は、わな及びライフル銃以外の猟銃を使用した捕獲を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。
- ③関係機関、団体と連携し、被害状況を把握・共有する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対 象 鳥 獣	取 組 内 容
令和3年度 ～ 令和5年度	ツキノワグマ カラス ノウサギ カルガモ ニホンザル タヌキ アナグマ キツネ ニホンジカ アライグマ イノシシ ハクビシン	①軽量で運搬、設置が容易な箱罠を整備することで、実施隊員の負担軽減を図るとともに、効果的な捕獲を目指す。 ②わなに ICT 捕獲検知器を設置して、隊員の見回り等の回数を減らすことで、実施隊員の負担軽減を図る。 ③ICT センサーカメラを設置し、生息状況や被害状況などの情報を収集し、効果的な被害防止及び捕獲方法の検討を行う。 ④新規に狩猟免許や銃所持許可証を取得し実施隊へ加入する者に対し、取得に必要な手数料を助成することで、担い手の育成・確保を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕 獲 計 画 数 等 の 設 定 の 考 え 方					
捕獲については、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、適正な対象鳥獣捕獲を実施する。					
対象鳥獣	捕獲実績				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平均捕獲数	最大捕獲数
ツキノワグマ	6	12	12	10	12
カラス	30	13	36	27	36
ノウサギ	6	3	5	5	6
カルガモ	-	-	-	-	-
ニホンザル	-	-	-	-	-
タヌキ	-	-	-	-	-
アナグマ	-	-	-	-	-
キツネ	-	-	-	-	-
ニホンジカ	-	-	-	-	-
アライグマ	-	-	-	-	-
イノシシ	-	-	-	-	-
ハクビシン	-	-	-	-	-

- ①ツキノワグマ  
 近年、出没範囲が拡大しており、人的被害及び農林業被害が懸念されている。  
 捕獲計画数は直近3か年の最大捕獲数から12頭/年とする。
- ②カラス  
 通年で農作物における被害の発生が懸念されている。  
 捕獲計画数は近年の捕獲実績に準じて30羽/年とする。
- ③ノウサギ  
 冬期間にリンゴの新芽や樹皮への食害が懸念されている。  
 豪雪の年は農作物被害が増加する傾向にあり、3月頃の積雪時を中心に捕獲を実施する。  
 捕獲計画数は豪雪時を考慮して10羽/年とする。
- ④カルガモ  
 近年は被害が報告されていないが、近隣市町村で水稻への被害が発生しており、市内でも被害の発生が懸念されている。  
 捕獲計画数は必要最小数とする。
- ⑤ニホンザル、タヌキ、アナグマ、キツネ  
 収穫時期に食害があるが、農作物被害の実態は確認されていない。  
 捕獲計画数は必要最小数とする。
- ⑥ニホンジカ、アライグマ、イノシシ、ハクビシン  
 これまで捕獲実績は無いが、目撃情報があった場合には、地域への定着を防ぐために予察を含めて積極的に捕獲する。  
 捕獲計画数は可能な限り捕獲とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ツキノワグマ	12頭	12頭	12頭
カラス	30羽	30羽	30羽
ノウサギ	10羽	10羽	10羽
カルガモ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ニホンザル	必要最小数	必要最小数	必要最小数
タヌキ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
アナグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
キツネ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲

イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲

対象鳥獣	捕獲等の取組内容
ツキノワグマ	箱罠又は銃器により捕獲する。
カラス	銃器により捕獲する。
ノウサギ	積雪時に銃器により捕獲する。
カルガモ	銃器により捕獲する。
ニホンザル	目撃情報や被害発生状況に応じて箱罠により捕獲する。
タヌキ	目撃情報や被害発生状況に応じて箱罠により捕獲する。
アナグマ	目撃情報や被害発生状況に応じて箱罠により捕獲する。
キツネ	目撃情報や被害発生状況に応じて箱罠により捕獲する。
ニホンジカ	目撃情報に応じてわな又は銃器により捕獲する。
アライグマ	目撃情報に応じて箱罠により捕獲する。
イノシシ	目撃情報に応じてわな又は銃器により捕獲する。
ハクビシン	目撃情報に応じて箱罠により捕獲する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシの捕獲は、わな及びライフル銃以外の猟銃を使用した捕獲を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし（権限移譲済み）	—



4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ツキノワグマ ニホンザル ニホンジカ イノシシ	農業者の要望等を踏まえ、電気柵等の設置を検討する。		

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度 ～ 令和5年度	ツキノワグマ カラス ノウサギ カルガモ ニホンザル タヌキ アナグマ キツネ ニホンジカ アライグマ イノシシ ハクビシン	①収穫物の残渣を圃場に放置しないなど、生産者及び地域住民に対して注意喚起を図る。 ②ツキノワグマ、イノシシについては、人的被害防止のために、防災無線放送、看板等を活用して注意喚起をする。

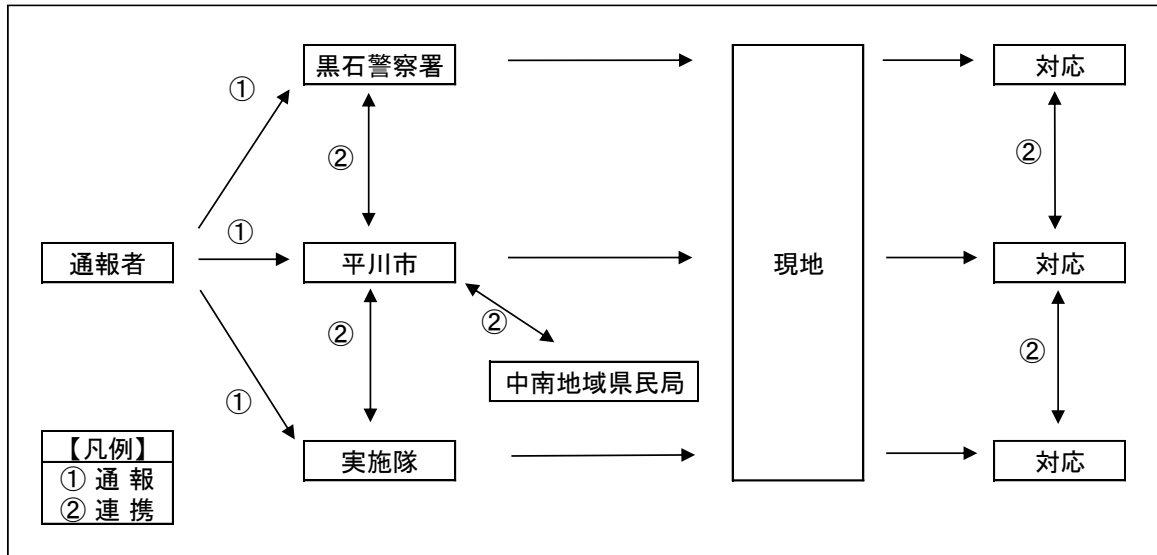
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
平川市経済部農林課	①被害状況の把握 ②防災無線放送や注意看板による市民への周知 ③平川市鳥獣被害対策実施隊への緊急捕獲依頼 ④黒石警察署への出動要請 ⑤近隣施設等への情報提供 ⑥関係機関等と連携
中南地域県民局地域農林水産部 (農業普及振興室・林業振興課)	①有害鳥獣捕獲についての指導、助言 ②市と連携した対応

青森県警黒石警察署	①現場確認等 ②市と連携した対応 ③銃器等の取扱い指導、助言等
平川市鳥獣被害対策実施隊	①市と連携し緊急捕獲等の対応

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、適正に処理する。  
 なお、捕獲した対象鳥獣の処理体制については、市町村廃棄物担当部局と連携して、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。  
 また、平川市鳥獣被害防止対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣については、協議会の構成員である平川市等が廃棄物の排出者として適正に処理することとする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事

捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適していない又は捕獲数が少なく安定供給が難しいことから、利用促進は困難である。  
 また、その他の有効な活用も困難である。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

協議会の名称	平川市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
平川市経済部農林課	事務局を担当し協議会に関する連絡・調整

青森県警黒石警察署	①対象鳥獣関連の通報状況について情報提供 ②銃器等の取扱い指導、助言
青森県猟友会大鰐支部碓ヶ関猟友会	①対象鳥獣関連の情報提供 ②実施隊として捕獲の実施
南黒猟友会	①対象鳥獣関連の情報提供 ②実施隊として捕獲の実施
平川市猟友会	①対象鳥獣関連の情報提供 ②実施隊として捕獲の実施
津軽みらい農業協同組合	被害農家からの情報提供等
つがる弘前農業協同組合	被害農家からの情報提供等
鳥獣保護管理員	鳥獣の生態や生息状況等の助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
中南地域県民局地域農林水産部 (農業普及振興室・林業振興課)	対象鳥獣捕獲についての指導、助言
弘前地方森林組合	林業被害の情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

①平川市鳥獣被害対策実施隊の設置 実施隊員は、市職員（農林課）及び猟友会員より選出し、隊員32名で構成する。 (隊員数は令和2年10月1日現在)
②平川市鳥獣被害対策実施隊の活動内容 ア. 対象鳥獣の捕獲及び追払い作業を行う。 イ. 被害防止計画の実施に取り組む施策を行う。 ウ. 被害農家への意識啓発や防除方法の指導を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣対策に関する研修会等に積極的に参加し、そこで得た有効な対策等の知識を地元住民に普及啓発し、防止対策を一体となって推進する。 また、近隣市町村と連携を強化し、情報共有化や協働した対策の検討を図る。
--

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし
----